

別表2

(最終改正：平成28年1月22日)

	ロットの大きさ (N)	検体採取のため の開梱数 (n)	検体採取量 (kg)	検体数 ^{*1}
1	≧ 1	1	0.3	1
2	≧ 50	2	0.5	1
	51 ~ 500	3	0.5	1
	501 ~ 3,200	5	0.5	1
	≧ 3,201	8	0.5	1
3	≧ 50	3	1 ^{*2}	1
	51 ~ 150	5	1 ^{*2}	1
	151 ~ 500	8	1 ^{*2}	1
	501 ~ 3,200	13	1 ^{*2}	1
	3,201 ~ 35,000	20	1 ^{*2}	1
	≧ 35,001	32	1 ^{*2}	1
4	≧ 150	3	1 ^{*2}	1
	151 ~ 1,200	5	1 ^{*2}	1
	≧ 1,201	8	1 ^{*2}	1
5	≧ 150	3	0.5	1
	151 ~ 1,200	5	0.5	1
	≧ 1,201	8	0.5	1
6	≧ 150	6 (3×2)	1 (0.5×2)	2
	151 ~ 1,200	10 (5×2)	1 (0.5×2)	2
	≧ 1,201	16 (8×2)	1 (0.5×2)	2
7	≧ 150	6 (3×2)	2 (1×2) ^{*3}	2
	151 ~ 1,200	10 (5×2)	2 (1×2) ^{*3}	2
	≧ 1,201	16 (8×2)	2 (1×2) ^{*3}	2
8	≧ 150	3	1尾 (ピース) を	3
	151 ~ 1,200	5	1検体として、各	5
	≧ 1,201	8	カートンより1尾 を採取する。 ^{*4}	8
9	特定せず	4	4個をそれぞれ4等 分し、各々から1等 分を集めたもの。	1

^{*1} 複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

^{*2} 乾燥えび、乾燥野菜、乾燥果実及び茶（抹茶を除く。）にあつては0.3とする。

^{*3} 乾燥えびにあつては $0.3 \times 2 = 0.6$ とする。

^{*4} 活魚車等の輸送形態における検体採取については、1尾を1ロットとする。